

令和3年3月29日
あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

リバウンド防止期間における公共施設の利用制限等について

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記のとおり決定した。

記

リバウンド防止期間における施設の利用制限等について、別表のとおりとする。